

特掲診察料の施設基準

「第十二 手術」に基づく掲示

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術

令和7年1月から令和7年12月の間における手術実施件数

		手術名	件数			手術名	件数
区分1	ア	頭蓋骨内腫瘍摘出術等	0	区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	黄斑下手術等	0		イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0		ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0		エ	母指化手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0		オ	内反足手術等	0
					カ	食道切除再建術等	0
					キ	同種死体腎移植術等	0
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	0	区分4に分類される手術			0
	イ	水頭症手術等	0	その他の区分に分類される手術	人工関節置換術		81
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0		乳児外科施設基準対象手術		0
	エ	尿道形成手術等	0		ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0
	オ	角膜移植術	0		冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術		0
	カ	肝切除術等	0		経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術		0
	キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0				

<指定>

労災・生保・難病

